

平成31年第1回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年1月8日(火)
午前10時00分開会 午前11時10分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員13名)

1番 古川 憲吾	2番 河井 孝之	3番 中田 安義
4番 黒田 球貴	5番 中山 誠治	6番 岩木 國明
8番 岡 真由美	9番 是佐 恵美子	10番 木浦 紀幸
11番 槇本 健児	12番 山田 政則	13番 沖村 弓枝
14番 河野 義刀		

(推進委員11名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	新竹 睦男	吉田 雅子
平尾 和彦	土谷 基治	三田 邦男	神鳥 正貴	松井 祥壮
正木 カズヨ				

4. 欠席委員(1名)

7番 梶原 安行 推進委員 堀田 良昭 推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

5番 中山 誠治 6番 岩木 國明

6. 会議に出席した委員以外の者
なし

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局	事務局長	松田 成基
	局長補佐	齋藤 千文
	主 事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	次 長	佐藤 信治
(吉和支所)	主 査	西田 昭子
	次 長	深瀬 喜行
(大野支所)	専 門 員	西本 真
	次 長	川下 晃一
(宮島支所)	主 査	小林 公明
	主任主事	佃 雅文

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- (2) 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処理について
- (2) 報告第 2号 農地法施行規則第29号第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について

- (3) 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 (4) 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、平成 31 年第 1 回廿日市市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席をされておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を申し上げます。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりまして、5 番の中山委員、6 番の岩木委員のご両名をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページに内訳を載せております。位置図は 1 ページになります。 番号 35 番、農地の所在は、浅原字長通で登記地目は田です。関係者は、議案に記載のとおりです。 面積は 1 筆で、3,187 平方メートルで、利用目的は田です。 公告日から平成 35 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。 以上で、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明を終わります。</p>

議長

ご審議をお願いいたします。
事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いいたします。
古川委員。

1 番委員

それでは、1 番の古川から報告をいたします。3 5 番のこの案件ですが、1 2 月 1 4 日に正木推進委員と事務局 2 名で現地の確認を行いました。地図は、1 ページでございます。場所を見ていただきますと県道がございます。地図下側が旧浅原小学校へ向かう方向、地図上側が津田から来て、トンネルをくぐり、しばらく行ったところで、この小瀬川を渡った場所でございます。

今回、受けられる〇〇さんの自宅は、小瀬川を渡った県道のそばでございます。〇〇さんは、以前から作業の委託等をしていきます。地図に赤い印がございますけれども、その手前の橋を渡ったすぐに何棟か建物がありますが、そこに〇〇さんのコメの乾燥などを調整する作業場があります。

〇〇さんは、遠方であり、これまでも〇〇さんが耕作をしていました。若干手続が遅れたということで、新規扱いとなっておりますが、実質は継続ということでございます。

〇〇さんは、先ほども申しましたとおり、農作業の受託をどんどんされており、何ら問題等はないと思われまます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。
ありませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

先ほども挨拶で申し上げましたが、この農地の利用集積計画について、それぞれの地域の実情もあるのですが、今までも、このように計画書を立てずに、闇で耕作されたり、農地の貸し借りをされている方もいらっしゃると思いますが、この農業委員会の基盤促進法に基づき計画を上げて頂けたら助かります。委員の皆様方には、今後も引き続きよろしく申し上げます。

この件につきましては、ご意見ありませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づ

事務局

く農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議案といたします。

事務局から説明をお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は4ページに総括表、5ページから7ページに内訳を載せております。位置図は2ページから6ページになります。

番号324番、農地の所在は、宮内字的場で、登記地目は田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は高齢で体調不良のため耕作が困難で、譲受人は譲渡人の耕作を手伝っており、引き続き営農するもので、使用貸借権を設定するものです。

次に、番号345番、農地の所在は、宮内字東畑口で、登記地目は田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作が困難で、譲受人は自宅に近く便利であるため経営規模の拡大を行うもので、無償の所有権移転です。

次に、番号346番、農地の所在は、吉和字駄荷で、登記地目は田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作が困難で、譲受人は自宅に近く便利であるため経営規模の拡大を行うもので、有償の所有権移転です。

次に、番号349番と350番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在は、栗栖字五所河内で、登記地目は畑並びに田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は高齢並びに遠方のため耕作が困難で、譲受人は新規に農業経営を始めるもので、有償の所有権移転です。

次に、番号351番、農地の所在は、下平良字廣池で、登記地目は畑です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由は、譲渡人は体調不良のため耕作が困難で、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。

いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。

	<p>以上で、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元担当委員の意見を伺います。</p> <p>この案件につきましては、6件ありますので、よろしくおねがいします。324番を中山委員さん、お願いします。</p>
5番委員	<p>5番の中山です。12月12日に岩本委員と事務局2名で324番、的場の現地確認をしました。先ほど、事務局が説明したように、現在も耕作されており、確認したところ別に何も問題はありません。よろしく申し上げます。</p> <p>345番、宮内字畑口、これは〇〇さんのところで、現在も引き続き耕作をされておりますので、別に問題はありません。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
3番委員	<p>番号346番について説明いたします。地図は4ページです。</p> <p>12月27日に岡委員と事務局とで現地に行きました。地図を見て頂くとわかると思いますが、現地には、上に住宅があり、これが譲受人の住宅になります。話を聞くとここによると、今までもずっと譲受人が草刈などの管理をしていたということです。特に問題はないと思われまます。</p> <p>よろしく審議をお願いします。</p>
神鳥推進委員	<p>推進委員の神鳥です。</p> <p>平成30年12月18日、黒田委員、私と事務局2名と現地の調査を行いました。349番と350番は、同一議案であり、一括審議をお願いいたします。</p> <p>地図は5ページをご覧ください。小瀬川と七瀬川の合流地点、吉和方面と所山方面に川が合流している地点になります。本件は、譲渡人は高齢であり、県外に住んでいるため農業に通うのが困難です。譲受人は、現在、廿日市市に住んでおり、通いで野菜を作りたいとのこと。</p> <p>今回、耕作を目的とする申請があったことについて、事務局から譲受人に確認済みと聞いております。</p> <p>周辺農地への影響も考えられず、今後遊休農地の発生を防ぐことにつながるのであれば、適切な所有権移転と考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
9番委員	<p>9番、是佐です。地図は6ページになります。</p> <p>〇〇さんは母で、〇〇さんは子の夫であります。地図を見てもわかるように、家があり、その周りを〇〇さんが作られるということで、非常にきれいに整理してあります。何にも差し支えがないと思えます。事務局と登推進員の4人で伺いました。</p>

	<p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それぞれありがとうございました。この案件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願ひをいたします。 ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がございませんので、お諮りをいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は8ページ、9ページ、位置図は5ページ、7ページから9ページになります。 番号352番、農地の所在は、永原字小坂の第2種農地です。 登記地目は田で、面積は1筆で、1,305平方メートルの申請です。 関係者は、議案記載のとおりです。 転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に、番号353番、農地の所在は、栗栖字五所河内の第2種農地です。 登記地目は田で、面積は2筆で、402平方メートルの申請です。 関係者は、議案記載のとおりです。 現在、この案件につきましては、平成31年2月28日までの一時転用の許可となっているため、3月31日までの期間延長の申請です。 次に、番号354番、355番については、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在は、友田字乙丸の第2種農地です。 登記地目は田で、面積は2筆で、1,229平方メートルの申請です。 関係者は、議案記載のとおりです。 転用理由は、太陽光発電事業並びにその進入路として利用するための申請です。</p>

	<p>次に、番号359番、農地の所在は、津田字林の第2種農地です。</p> <p>登記地目は田並びに畑で、面積は3筆で、652平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、露天の資材置き場、駐車場、作業場として利用するための申請で、この案件は前回の総会で審議していただいた案件で、次の報告第1号、番号358番でも説明させていただきますが、譲渡人の錯誤があったため、再度申請されたものです。</p> <p>いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田でございます。説明をいたします。</p> <p>ページは8ページ、それと位置図は7ページでありますのでご覧ください。</p> <p>12月11日に河井委員、事務局2名、発電事業者の担当者と私の計5名で現地を確認しました。譲渡人は、高齢ということであり耕作が困難です。この農地は、1,300平方メートルありますが、発電事業主に譲り渡すものです。発電設備の下には、当然、全て防草シートを設けるということです。周辺には民家が点在しておりますが、日照条件も非常によく、特に問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
4番委員	<p>4番の黒田です。353番について説明いたします。</p> <p>この件は、昨年審議していただき許可をもらった件なのですが、昨年、工事途中に〇〇さんが福山で水害に遭ったため、工事がちょうど一月ぐらい遅れました。福山では、行政からの災害復旧のための対策がとられた事で一月遅れていますが、特に問題はないと思います。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。354番について説明します。</p> <p>12月17日に河井委員、事務局2名で現地確認しました。それと業者が2名来られ説明を受けました。防草ネットをして太陽光を設置するとのことでした。工事をするには、355番の農地を通らなければ入れないところで、業者が併せて355番の農地</p>

	<p>を購入されるということです。特に問題はありません。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
4 番委員	<p>4 番の黒田です。359 番について説明します。 これは昨年の12月に審議し認可していただいた件ですが、このたび、相続の件かと思いますが、譲渡人が変更になったということで、他に問題ありません。 よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第3号の5件について、いろいろとご意見ありがとうございました。それでは、これにつきまして、皆さんからご意見、ご質問等があれば、お伺いいたします。 太陽光は、一昨年から皆フェンス設置を義務づけられております。防草シート等についても先ほど委員さんから説明がありました。フェンス設置についてですが、当然現地で申請者に確認をされているのでしょうか。</p>
三田推進委員	<p>私はしておりますけど、そういう話は余り出ません。</p>
議長	<p>当然そのことは、申請者も承知していると思いますし、事務局で受理する時に確認をしているので心配はないですね。 佐伯地域などでは、フェンス設置が義務になる前に、太陽光を設置した場所は、フェンスを付けず太陽光を設置した場所もあります。周囲にフェンスは必要と思われます。委員のみなさん、これからの太陽光設置については、フェンス設置の確認をよろしくお伺いいたします。他にありませんか。 意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、報告をします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、報告させていただきます。 議案書は10ページ、位置図は9ページになります。 今月の報告は、平成30年12月10日に許可処分を行ったものについて、処分取り消しの通知をした1件です。</p>

	<p>議案の朗読につきましては、省略させていただきます。</p> <p>取り消しの理由は、譲渡人の錯誤のためです。</p> <p>先ほどの、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号359番の関連案件となっております。</p> <p>内容については、先ほどと同様です。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これにつきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>これにつきましては、質疑はございませんね。</p> <p>質疑はなしですね。</p> <p>報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理については、報告を終わります。</p> <p>報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は11ページ、位置図は10ページです。</p> <p>この届出については、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第4条第1項の許可が不要となります。</p> <p>書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らの農地を自らの耕作に供する他の農地の保全、もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これにつきまして、質疑等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に</p>

	<p>ついて、説明させていただきます。</p> <p>議案書は12ページ、13ページ、位置図は11ページから14ページです。</p> <p>今月の報告は、11月13日から12月10日までに受理した5件です。</p> <p>議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号325番、328番、330番、337番、344番について、始末書等が提出されております。</p> <p>書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。山田委員。
12番委員	この5件について、全部始末書とはどういうことですか。この始末書の内容は何ですか。
事務局	昔、農地転用をせずに建物を建てた案件、それから、既に農地の形状がなくなるような工事に着手している案件がありました。
12番委員	これは、受理するときには何かそういう話はきちんとしているのですか。
事務局	<p>窓口に、「届出が必要です。」という周知をしています。通常、届出申請のときは、農地法上写真の添付は必要ないのですが、廿日市市は、特別に写真の添付をお願いしています。写真で確認し、なお且つ現地確認を行ったときに、先ほど話をした状態であれば必ず始末書を提出してもらいます。</p> <p>他の市町は、そこまではしていないようですが、周知徹底はしています。ただ、何十年前も昔に家が建っているという案件が多々あるため、届出については、始末書や顛末書が多くなります。</p>
12番委員	始末書と顛末書が両方出ているところがあります。344番は、どういうことですか。
事務局	始末書は、所有者自身、顛末書は、所有者自身でなくその先代が無断転用など、いろいろなケースがあります。
12番委員	分かりました。始末書や顛末書が提出されたときに、どのように扱っているのですか。

事務局	<p>事務局としては、委員の皆さんが、申請者に代わり総会の場で説明されますし、始末書を出される方には、本来は、申請受理してから転用するのが絶対条件ですと、その都度説明しています。</p> <p>始末書や顛末書を出す理由を分かってもらい、今後は同じことがないようにお願いしています。</p>
1 2 番委員	<p>罰則は別にはないですね。</p>
1 1 番委員	<p>それは、施主ではなく、工事をする側にも何か注意する方法はないのですか。</p>
事務局	<p>今回のケースは、昔から住宅や駐車場など農地以外のものになっている土地に、申請者が金融機関からお金を借りて家を建てる場合に、どうしてもその土地の担保が必要になってきます。その時に、無断転用が分かり、農地転用が必要となるわけです。</p> <p>先ほどから担当者が説明しているように、4条は、もともとお金を借りずに自分達で農地を造成して、その上に家を建てています。それが何十年も前のことで、課税上は、現況主義ですが、登記地目は法務局で変えない限り変わりません。</p> <p>金融機関でお金を借る場合、地目変更が必要ということになれば、農業委員会に届出を出さなければなりません。今回は、たまたま始末書と顛末書が必要な事例が申請されたということです。申請された以上は、市街化区域内でもあり、受付出来ませんとは言えません。</p> <p>その辺を、先ほど説明したように、来られた方には、きちんと説明して今後は正してくださいという話はしますが、そういう事例は、まだ多数あると思います。現在、農地については、指導できるとは思いますが、現況が宅地、雑種、駐車場で登記が田や畑になっているような事例はこれからも出てくるとは思います。</p>
議長	<p>議案 3 2 5 号と 3 4 4 号は分筆したのですか。9 0 6 平米というのが、議案 3 4 4 号、1 5 3 平米の 1 1 2 9 - 6 番地になってまた挙がっていますね。</p>
事務局	<p>多分、締結した後にもまたそこを開発するのかと。もともと建っていた家の周りを、共同住宅にするためにそのようになったと推測されます。</p>
議長	<p>農地法を、十分理解されないまま、申請を出されて家を建てておられることが、この廿日市、大野、佐伯、どの地域にもあって、今でも申請があり、残念なことでもあるし、審議の支障にもなりかねません。</p> <p>最近は、ご承知のように金融機関からお金を借りて家を建てる場合に、始末書と顛末書が必要と分かるケースが多いのだらうと思います。</p>

《委員より質疑等なし》

議長

それでは、質疑がないようですので、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告をします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明させていただきます。
議案書は14ページから17ページ、位置図は2ページ、12ページ、15ページから20ページです。
今月の報告は、11月13日から12月10日までに受理した11件です。
議案の朗読は、省略させていただきます。
番号326番、335番、338番、339番について、始末書等が提出されております。
いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。
以上で、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、この案件につきまして、質疑等があれば、お願いをいたします。
山田委員さん。

12番委員

始末書の事ですが、最後の338と339の始末書が出ているのですが、これは皆業者ですね。どういう内容になるのですか。

事務局

338番と339番の譲渡人は、それぞれ個人の方から譲り受けたのですが、それを今度は、譲受人が再度転用届を出すということになりました。今回、資材置き場に転用されるということなので、なぜそのような事になったのかという始末書を出してもらったのと、その備考の欄に、先ほど言いましたように一回目の届出が出ておりますので、過去に転用届出済みという書き方をしています。

12番委員

ということは、譲渡人が以前の転用届の内容を実行してなかったということですか。

事務局

そうです。届出では多々あるかと思うのですが、不動産屋が個人から取得して、その後、その不動産屋が代わったり、また個人

	へ売ったりするときこういうケースがあると思います。
1 2 番委員	この始末書の意味は、前回買ったときの内容を実行していないという意味で始末書を取っているのですか。
事務局	そういうことです。何で実行しなかったのかということです。
1 2 番委員	そういうことですか。個人ではなく、業者なので、この様なことがあってはいけないのですが。
議長	皆さん、ほかに質問はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	よろしいでしょうか。 質疑がないようですので、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。 以上で、本日の議事を終わります。 委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。 次回の第1回農業委員会総会は、2月5日（火）午前10時から廿日市市役所7階の会議室で行います。

（閉会 午前11時10分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年2月5日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（5番委員）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）
